

16社審第18号

平成17年2月14日

福島県知事 佐藤 栄佐久 様

福島県社会福祉審議会  
委員長 山田 広助

総合社会福祉施設「太陽の国」のこれからのあり方について（答申）

平成16年9月10日付け16保第806号で諮問のありましたこのことについて、当審議会は、慎重審議の結果、諮問された案について別紙のとおり修正することが適当であるとの結論を得たので答申します。

また、太陽の国の見直しに当たっては、下記の点に十分配慮されるよう申し添えます。

## 記

- 1 長期間「太陽の国」で生活してきた利用者の多くは、自ら選択するという経験に恵まれなかったことを踏まえて、障がい者が自ら多様な生き方を選択し、自立して生活する力を身につけることができるよう支援するとともに、利用者本人及び家族の意思を十分尊重し、地域生活への移行を慎重に進めること。
- 2 財源の確保等に責任を持って取り組んだ上で、民間法人等との連携を図り、地域生活移行に必要なサービス基盤をはじめ、障がい者が安心して暮らすことができる地域環境の整備促進を図ること。
- 3 施設での生活を希望する方の利用継続及び一旦太陽の国から地域生活へ移行した後、再度施設を利用することを希望する方の受け入れに十分配慮すること。
- 4 施設を社会福祉法人へ移譲する際は、利用者に提供するサービスの質を低下させることのないよう、十分配慮すること。

(別紙)

## 総合社会福祉施設「太陽の国」のこれからのあり方について

### 1 コロニー建設と情勢変化

#### (1) 太陽の国の沿革と評価

○ 昭和40年代から昭和50年代にかけては、重い障害のある人などが長期間居住し、そこで社会生活を営む生活共同体としての理想郷、いわゆるコロニーの建設が全国各地で進められました。

本県においても、昭和47年度から昭和58年度にかけて、西白河郡西郷村地内の約100万㎡の敷地に、入所定員850人、国内最大規模の総合社会福祉施設「太陽の国」(以下「太陽の国」という。)を整備しました。

○ 県は、太陽の国基本計画に基づき、重度精神薄弱者更生施設(現在の知的障害者更生施設)3施設を中心に、重度身体障害者更生援護施設(現在の肢体不自由者更生施設)1施設、身体障害者療護施設1施設、特別養護老人ホーム2施設、救護施設1施設の計8施設と、エネルギーセンター、給食センター、医療訓練センター(現在の病院)などの共通施設を順次建設していきました。

○ コロニーは、種類の異なる施設を集中化・総合化することによって体系的な治療、訓練等をスムーズに実施でき社会復帰を図り、あるいは更生援護するなどの処遇面でのメリットに加え、建設用地の確保、福祉・医療人材の確保、共通施設の利用、管理運営経費の節減など、管理面でのメリットが期待されていました。

○ 当時、本県では特に重度の障害者や寝たきり老人のための施設が不足しており、こうした状況の下で建設された太陽の国は、県内全域を対象とした大規模入所施設として、本県における入所施設の中心的役割を担ってきました。

#### (2) 福祉を取り巻く情勢変化

○ 昭和56年の「国際障害者年」を契機に、ノーマライゼーション理念が我が国でも浸透し始め、その後、平成2年6月の福祉8法改正、平成5年12月の障害者基本法制定、平成12年4月の社会福祉基礎構造改革及び介護保険制度の実施、平成15年4月の支援費制度の実施、平成16年6月の障害者基本法改正など、福祉を取り巻く環境は大きく変化を遂げ、従来の入所施設における考え方も変化しています。

○ 平成12年4月に実施された社会福祉基礎構造改革は、個人が尊厳を持ってその人らしい自立した生活が送れるよう支える、という社会福祉の理念を基本として推進されています。

また、社会福祉基礎構造改革における具体的な改革の方向としては、①個人の自

立を基本とし、その選択を尊重した制度の確立、②質の高い福祉サービスの拡充、③地域での生活を総合的に支援するための地域福祉の充実、を掲げています。

- こうした中、障害者福祉の分野においては、国が平成7年12月に策定した「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略～」や平成14年12月に策定した「新障害者基本計画」にみられるように、入所施設を必要最小限とする考え方、さらに、本人の意思を尊重した地域生活への移行や自立と社会参加の促進などが大きな流れとなっています。

また、国の高齢者保健福祉施策の方向「ゴールドプラン21」は、個人の尊厳を重視した在宅福祉サービス中心の考え方や地域生活支援が大きな柱となっています。

さらに、生活保護制度のあり方見直しについても様々な議論がなされています。

## 2 本県の目指す社会福祉

### (1) とともに生きる福祉社会の実現

- 平成13年3月に策定した第4次福島県社会福祉計画「うつくしま福祉プラン21」では、基本理念を「誰もが、家庭や身近な地域の中で、ともに支え合いながら、自分らしい生活をいきいきと安心して送ることができる社会」を実現することとし、基本目標として「“ふれあい”あふれる生活環境を」、「必要なときに必要な地域サービスを」、「サービスの質の向上を」、「個人の尊厳と権利の尊重を」の4点を掲げています。

- また、平成15年3月に策定した第三次福島県高齢者保健福祉計画・第二次福島県介護保険事業支援計画「うつくしま高齢者いきいきプラン」及び平成16年9月策定（予定）の第二次福島県障害者計画においても、人間・人格・人権の尊重、心の豊かさ、リハビリテーションとノーマライゼーション、ユニバーサルデザイン、自立と社会参加、地域生活への移行、地域生活支援などといった視点を前面に押し出しているところです。

### (2) 県が担う施策の重点

- 「ともに生きる福祉社会」の実現のためには、県民から負託された貴重な資源を重点的かつ効率的に活用し、社会福祉サービスの水準向上を図っていくために、行政と民間との役割分担と協働・連携を踏まえ、県としてやるべきこと、県でなければならないことに重点化して取り組んでいく必要があります。

したがって、これまで県自らが直接サービスを提供してきた役割は、介護保険制度や支援費制度の定着状況、民間の福祉サービス分野への進出状況等を見据えながら、多様で良質なサービス提供主体が参加できるような仕組みづくり、広域的な見地からの地域間格差が生じないような市町村等への支援などに、施策の重点をシフトさせていきます。

### 3 太陽の国の見直し

#### (1) 見直しの基本的な考え方

- 前述のように、社会福祉を取り巻く環境は太陽の国が開設された昭和40年代当時から大きく変化しています。これらの情勢変化を踏まえ、本県が目指す「ともに生きる福祉社会の実現」を推進していくためには、従来のコロニーへの期待や認識を改める必要があります。
- 太陽の国は、昭和48年の開設以来、本県における入所施設の中心的役割を担ってきましたが、今後はコロニーのメリットを追求した運営を目指すのではなく、時代の変化に合わせその役割を変化させていく必要があります。

#### (2) 各施設の見直し

- 県では、福島県社会福祉審議会からの意見具申（平成16年2月18日付け15社審第23号「県立社会福祉施設のあり方について（建議）」）を踏まえ、平成16年3月29日付けで「県立社会福祉施設（入所）のあり方について」を取りまとめたところですが、太陽の国の各施設については次のような見直しを行います。  
なお、障害者の地域生活移行に関する具体的な手順、方策、目標等については、今後策定する「地域生活移行プログラム」の中で明らかにしていきます。

##### ① 介護保険制度施設

###### 特別養護老人ホーム（やまぶき荘、さつき荘）

- ・ 本分野の施設運営のノウハウを持っている社会福祉法人に移譲する。
- ・ 県南圏域を対象とした地域施設として位置づける。

##### ② 支援費制度施設

###### ア 肢体不自由者更生施設（ひばり寮）

- ・ 県内全域を対象とした総合的なリハビリテーションの拠点として位置づけ、県立施設として運営する。
- ・ 利用が長期化することがないように配慮した運営を行うとともに、社会復帰に必要なリハビリテーション機能の強化に努める。
- ・ 利用者の地域生活への移行を進めて、既存の利用定員を段階的に縮小する。

###### イ 身体障害者療護施設（きびたき寮）

- ・ 支援費制度の定着状況等を見据えた上で、本分野の施設運営のノウハウを持っている社会福祉法人へ移譲する。
- ・ 県南圏域を対象とした地域施設として位置づける。

###### ウ 知的障害者更生施設（けやき荘、かしわ荘、かえで荘）

- ・ 強度行動障害、自閉症等を併せ持ち医療的なケアを必要とするなど、処遇困難

な者が多いため、当面は引き続き県立施設として運営する。

- ・ 利用者の地域生活への移行を進め、既存の利用定員を段階的に縮小する。

### ③ 措置制度施設

#### 救護施設（からまつ荘）

- ・ 利用者の実態や施設の適正規模、国の生活保護制度のあり方検討の動向を見極めながら、本分野の施設運営のノウハウを持っている社会福祉法人へ移譲する。
- ・ 県南圏域又は中通り地方を対象とした地域施設として位置づける。

## 4 太陽の国のこれからの方向性

- ノーマライゼーション理念の浸透、社会福祉基礎構造改革の実施、介護保険制度及び支援費制度の導入など、福祉を取り巻く情勢が変化したため、総合社会福祉施設としてのあり方を見直す必要があります。
- 本県が目指す「ともに生きる福祉社会の実現」のため、人権尊重の視点に立ち、本県の福祉施策の重点を入所施設中心から地域生活中心へとシフトさせていく必要があります。
- 特別養護老人ホーム、身体障害者療護施設及び救護施設は、社会福祉法人へ移譲し、県南圏域又は中通り地方を対象とした地域施設への転換を図ります。
- 肢体不自由者更生施設、身体障害者療護施設及び知的障害者更生施設は、利用者本人及び家族の意思を十分尊重しながら地域生活への移行を進めます。
- 肢体不自由者更生施設及び知的障害者更生施設は、利用定員を段階的に縮小します。
- 太陽の国は、中・長期的に規模を縮小するとともに、施設の老朽化等により改築を行う場合にあっては、他地域への移転も含め、独立した運営が可能となるような整備を行います。